

第512回（定例）福崎町議会会議録

令和5年12月15日（金）

午前9時30分開議

○令和5年12月15日、第512回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	石川 治	8番	小林 博
2番	竹本 繁夫	9番	河嶋 重一郎
3番	牛尾 雅一	10番	松岡 秀人
4番	大塚 記美代	11番	城谷 英之
5番	吉高 平記	12番	富田 昭市
6番	植岡 茂和	13番	三輪 一朝
7番	宇崎 壽幸	14番	前川 裕量

○欠席議員 なし

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木 雅人 主 査 吉田 卓

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎 吉晴	副 町 長	近藤 博之
教 育 長	高橋 渉	公 営 企 業 管 理 者	福永 聡
技 監	宇都 善和	会 計 管 理 者	尾崎 俊也
町 参 事 兼 住 民 生 活 課 長	谷岡 周和	総 務 課 長	岩木 秀人
企 画 財 政 課 長	蔭谷 秀樹	税 務 課 長	松田 清彦
地 域 振 興 課 長	成田 邦造	ほけん年金課長	西村 由紀子
福 祉 課 長	小幡 伸一	農 林 振 興 課 長	吉田 利彦
ま ち づ ぐ り 課 長	山下 勝功	上 下 水 道 課 長	橋本 繁樹
学 校 教 育 課 長	大塚 謙一	社 会 教 育 課 長	木ノ本 雅佳

○議事日程

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決
- 第 6 議員派遣
- 第 7 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

- 第 1 総括質疑
- 第 2 委員長報告・質疑
- 第 3 開会中の所管事務調査報告
- 第 4 討論・採決
- 第 5 追加議案の上程、討論・採決

- 第 6 議員派遣
第 7 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

- 議 長 日程第1は、総括質疑であります。
それでは、総括質疑に入ります。
質疑をされる際は、議案番号及び関係する資料名、ページ数等をお示しの上、
質疑をしていただきますようお願いいたします。
質疑はありませんか。
- 8 番 天狗の修理代のことについてでありますけれど、たしか2回目だと思います。
そのときにもお聞きをしたんですが、どのようなメンテナンスがされておるのか
ということ聞いて、ワイヤー等に給油はされて、必要ないのかと聞きますと、
その必要ないんだということ半年に1回業者に何か来ていただいておりますという
ふうな話でしたが、今回また同様の件が起こっております。その意味で本当にそれ
でいいのかなという気がいたしますが、どうなんでしょうか。
- 地域振興課長 点検につきましては、3か月点検と6か月点検でございます。前回の総務の委員
会においてワイヤーの分については年2回と申し上げたんですけど、ちょっと訂
正させていただきます。ワイヤーに係る分につきましては3か月に1回グリスア
ップ行っているところでございます。3か月の間で耐久的には大丈夫だという業
者の判断の下、3か月の点検を行っておるところでございます。私もこの案件聞
いて非常にびっくりして、驚いたんですけども、当日は非常に風が強くてな
おかつ多分辻川の辺りで突風が吹いているのも一つの原因じゃなかったのかな
と思っております。これは自動的に10メートルを超える風が吹くと止まるよ
うな装置がなっておるんですけども、この出来事を受けまして、その10メ
ートルを5メートルに落として対策を図っておるというような状況です。な
おかつちょっと今日風がきついなって思う日は職員が直接止めに行ったりい
うような感じでは対応はしてきたんですけども、当日はそれ以上に風が吹
いていてそれも一つの原因じゃなかったのかなと思っておるところでござ
います。
- 8 番 今回の事故はワイヤーの切断じゃなかったですか。
- 地域振興課長 はい、そうです。ワイヤーが切れたというような状況なんで、一
緒に僕も驚いた状況です。
- 8 番 風が吹いてということになればですね、ワイヤーから滑車が外れて
ですね、天狗がずれたとか落ちたとか言われ、そういうことなら分
かりますが、ワイヤーの切断ですからね。風が吹いて切断するとい
うふうなことにはならない。それは、そのワイヤーがですね、もう
さびてもう傷んでおるから切断するんですよ。今、

各種いろんな機械はですね、昔のようにグリスアップしないでも、ずっと回転するという、そういうふうな機械にずっと変わってきておるし、向上しておりますが、あのような道具はですね、ワイヤーの上を滑車が全て物ぶら下げて走るといふようなああいうふうなものはですね、やっぱりずっとグリスアップ必要やないかと思えます。ロープウエーなんかに乗りますと、もう毎日グリスがですね、つけてあって、そして滑車の点検もですね、ずっとしてやって1か月や2か月で滑車も交換するというふうなことをやられておるようでありますけれど、今、説明を受けておるような状況ではですね、あまりにも甘く見過ぎておるのではないかというふうに思うんですよね。どのような金属でワイヤーが造ってあるのか知りませんが、ワイヤーである以上ですね、細い針金を束にしてぐるぐるとねじまき、そうですかね。雨が降ったら、水もしみ込むしですね。そういう種類のものですからやっぱりグリスアップ等、そんなに3か月に1回程度ですか、そんなんでいいのかどうかというのは、本当に疑問に私は思います。その辺ですね、もっと専門的な研究もしていただいでですね、2年や3年で切断するというふうなことを繰り返すということのないようにしてもらいたいというふうに思うんです。住民はね、いろんな声があって、河童や天狗ばかり、妖怪ばかりに金かけずにもっと身の回りのことをやってほしいなど、防犯灯もつけてほしいし、あるいは福祉のこともやってほしい、そういう声だって結構あるわけですよ。そういう中でですね、やっぱり必要と、福崎町はこれでまちおこしするんだということやっておるわけですから、税金の使い方についてはもっと慎重であってほしいというふうに思います。町長の答弁を求めます。

町長 今課長の答弁でですね、3か月点検でグリスアップをしているというようなことをあつたんですけども、結果としてですね、そのワイヤーが切断するというようなことは私はこれはあつてはならんことだというふうに思っております。この事件を聞いたときにですね、点検はしとるんだらうと。何でこんな切れるようなことが起こるんだということを課長に強く指導しましてですね、もうそんなことのないようにきちんと対応してほしいということは申し上げたんですけども、今聞いておりますと、3か月点検をやっていると、グリスアップをしているということではありますが、それにしてもやっぱり切れたという事実があるわけですから、もう今後はそのようなことがないように、もっと点検回数を増やすのがいいのか、その辺も研究した中でですね、決してこのような事故が起こらないように取り組んでいきたいとこのように思います。

議 長 よろしいでしょうか。
他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。

12月5日の本会議2日目において、議案16件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。

まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

(主査朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告します。

常任委員長 委員会を12月6日に開催し、付託されました議案5件について慎重に審査を行いました。

審査の結果につきましては、先ほど事務局朗読のとおり、5議案とも原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより補足説明をいたします。

議案第79号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第5号）について、2件補足します。

まず、先ほど、総括質問でもありましたが、委員から「商工費の商工業振興費、施設修繕費170万円の発生について、故障した辻川山天狗の保守管理について」質疑がありました。答弁は「保守点検業者に年間22万円程度支払っている」とのことでした。町長から「保守管理委託料を支払っているのに、なぜワイヤーロープが切れるのか。地域振興課には、委託業者としっかりと確認して再発防止するよう指示しています」との答弁がありました。

2件目です。委員から「図書館費の高圧受電設備改修工事費が200万円アップになっている」件で質疑がありました。答弁は「当初予算では200万円の工事費を計上しておりました。それで入札を行いました。1回目が不調になり、設計を見直したところ、400万円の設計になりましたので、補正させていただいた」とのことでした。副町長から「当初予算を計上するに当たり、1業者から見積りを取りました。その業者はいつも見積りを出していただくときに、諸経費はほとんどないような実費程度の見積りを出されています。それで、予算計上したのが200万円。その後、物価そのものも上がってきており、入札しなければならぬ金額になりますので、きちっと設計しますと、諸経費等も計上すると、金額の倍増になってしまったのが一番大きな要因です」との答弁がありました。委員から「業者には経費を乗せた実費に近い見積りを出してもらうことで、次回からこういったことがないように努めるという理解でよろしいでしょうか」との質疑がありました。副町長から「予算的には入札案件になりますので、見積りを参考に一旦設計したもので予算に計上すべきところが抜かっておったということで、申し訳ありません」との答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位のご賛同を賜りますよう、お願い申し上げます。

議 長 総務文教常任委員長から説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

（主査朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 委員会の審査報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会に付託された11議案について、12月7日委員会を開催いたしました。審査の結果は、報告書のとおりでございます。

経過及び結果につきましては、朗読のとおりであります。

議案第71号は、文珠荘の指定管理者の指定についてであります。条例による

指定管理期間は5年以内であります。現協定はコロナ禍であったことから3年間としており、このほど条例第5条を適用して、公募によらず、議会の議決を経て2年間の延長をしようとするものであります。指定管理料はこれまでの管理料にエネルギー高騰分等を加えて、2年間で2,800万円とされております。質疑では「令和3、4年度の報告から、人件費の支出について」質問がありました。当該年度はコロナ禍でもあり、親会社が一部負担していたとのことであります。客観的に分かりやすい報告となるよう検討していくということであります。実績を評価する意見も出ております。

議案第72号は、駅前観光交流センター及び駅前交流広場の指定管理者の指定です。経緯と実績から、公募によらず株式会社PAGEを指定しようとするもので、期間は5年間8,833万円です。人件費について、前は福崎町の嘱託職員の給料表をベースにしておりましたが、神戸新聞社グループの給料表に合わせることにし、また最低賃金の上昇に伴うアルバイト賃金などが加味された指定管理料となっております。事業収益が出たときは、税引き後の30%が町に還元となるとのことです。

議案第73号は、辻川観光交流センターの指定管理者の指定です。基本的には駅前観光交流センターと同様です。期間は5年間6,491万円です。

議案第78号は、印鑑登録の証明に関する改正です。法改正に伴うもので、スマートフォンでコンビニ交付が可能となります。マイナンバーの申請率は10月末で86.38%のことです。今のところ、Android系のスマートフォンしか使えないとのこと。

議案第81号は、企業会計と人事異動、返還金などです。

議案第82号は、給与改定などに関するもののほか、第9期介護保険事業計画策定作業の一部を業者委託しなかったことによるものと、事業の実績の見込みです。

議案第83、84号は、企業会計等です。

議案第85号は、下水道会計の補正です。給与改定によるもののほか、国庫補助金の追加配分、川すそ雨水幹線、直谷雨水幹線工事の材料高騰等による増額ということです。

議案第86号は、住宅開発の完了に伴う道路認定です。

1件ごとの採決の結果、付託議案全部について、全員賛成で原案のとおり可決することと決定をいたしました。

以上です。

議長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。

委員会の活動について報告を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 議会開会中の調査報告をいたします。

常任委員長 1番目は公害防止協定に基づく協議は次の2件であります。

大王パッケージ株式会社及び石塚王子ペーパーパッケージング株式会社からのもので、内容は資料のとおりであります。委員会はそれぞれ了承することといたしました。

各課の報告事項です。

住民生活課からは、公害防止協定に基づくもので、千寿製薬株式会社の空調機更新工事を事前着手したいとのこと。1月の委員会に正式な書類等提出のこととなっております。

まちづくり課からは、空家等活用促進特別区域の指定についての報告です。内容は資料のとおりですが、調整区域内の昭和46年3月以前に建築された建物撤去後の新築などの規制緩和が含まれております。福崎町としては、全町区域指定を目指しておるとのことです。空家等活用計画は、1月の委員会に報告するとのことでありました。

以上です。

議 長 次、議会運営委員会、竹本委員長。

竹本議会運営 議会運営委員会から、議会開会中の継続調査について報告させていただきます。

委 員 長 委員会は12月14日に開催いたしました。調査の結果報告につきましては、配付しております委員会調査報告書のとおりですが、主な事項について説明させていただきます。

委員会では、主に12月定例会の追加議案について協議し、追加議案について、本会議5日目に上程し、議案第87号、議案第88号、議案第89号、発議第3号、発議第4号については委員会付託を省略して、本会議即決とすることを確認しました。

また、議案第90号は、総務文教常任委員会、議案第91号は、民生まちづくり常任委員会にそれぞれ付託することを確認しました。

また、議長への質問文書に対する回答については、議長が回答する立場でないことと、監査請求や開示請求の手続については窓口に来ていただければ説明していくことを確認してきました。

以上で、議会運営委員会の開会中の継続調査報告を終わります。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は討論・採決であります。

それでは、議案第71号、福崎町文珠荘の指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第71号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第71号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第72号、福崎町駅前観光交流センター及び福崎駅前交流広場の指定管理者の指定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第72号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第73号、福崎町辻川観光交流センターの指定管理者の指定についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第73号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第73号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第74号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例及び福崎町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第74号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第74号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第75号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第75号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第75号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第76号、福崎町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第76号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議 長 起立多数であります。

よって、議案第76号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第77号、福崎町情報公開条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第77号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第77号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第78号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第78号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第78号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第79号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第5号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第79号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第79号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第80号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第80号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第80号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第81号、令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第81号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
（起立全員）

議 長 起立全員であります。
よって、議案第81号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第82号、令和5年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第82号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、

原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第82号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第83号、令和5年度福崎町水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第83号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第83号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第84号、令和5年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第1号)について討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第84号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第84号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第85号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算(第1号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第85号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第85号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第86号、福崎町道路線の認定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第86号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第86号については、原案のとおり可決することに決定いたします。

日程第5 追加議案の上程、討論・採決

議 長 この際、お諮りいたします。
議事日程の追加でございます。
昨日、議会運営委員会を開催し、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところですが、議案第87号、中播公平委員会委員の選任について、議案第88号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第89号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第90号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、議案第91号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、発議第3号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について及び発議第4号、福崎町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを日程を追加し、直ちに議題としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第87号、中播公平委員会委員の選任について、議案第88号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第89号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第90号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、議案第91号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、発議第3号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について及び発議第4号、福崎町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時9分

再開 午前10時9分

◇

議 長 会議を再開いたします。
議案第87号から議案第91号までの5議案について、町長に提案内容の説明を求めます。

町 長 先ほどは、当初提案いたしました議案につきまして、全て可決していただきましてありがとうございました。
さて、今回追加で提案させていただきますのは、議案5件です。議案第87号、中播公平委員会委員の選任は、中播公平委員会委員の尾花哲也氏が令和5年12

月31日をもって辞任することとなったことに伴う人事案件で、新たに廣畑一浩氏を選任することについて議会の同意を求めるものです。

議案第88号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例及び議案第89号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、上位法令等の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第90号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第6号）は、国の補正予算成立に伴う物価高騰対策として、住民税非課税世帯等に対し、給付金1世帯当たり7万円の支給及び一般廃棄物収集運搬業務の委託に係る債務負担行為の限度額の変更について、議会の議決を求めるものです。

議案第91号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）は、福崎浄化センター産業廃棄物収集運搬業務委託に係る債務負担行為の限度額を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細説明は、副町長及び担当課長が行いますが、いずれも11月24日開催の議会運営委員会までに内容を確定できなかった議案でございます。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長 ただいま町長から追加議案に対する概要説明が終わりました。これから詳細なる説明を求めてまいります。

副町長 議案第87号、中播公平委員会委員の選任について、詳細なる説明を求めます。

副町長 議案第87号、中播公平委員会委員の選任について、ご説明申し上げます。

中播公平委員会は、昭和53年7月に共同設置されたもので、構成団体は、神崎郡3町と5つの一部事務組合となっています。委員は3名で、任期は4年であります。

委員のうち市川町の尾花哲也氏から、令和5年12月31日をもって辞任する旨の書面が提出されました。これを受けまして、本委員会を構成する関係町長及び一部事務組合管理者が協議し、廣畑一浩氏を選任したく、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

廣畑氏の住所は、市川町上牛尾1039番地の6、生年月日は昭和35年2月22日でございます。

経歴等につきましては、議案第87号資料をご覧ください。最終学歴、職歴等は、ページ左側に記載しているとおりで。また右側には選任されるに当たっての抱負をお示ししています。

参考資料としましてページ下側に任期一覧表をお示ししております。廣畑氏の任期につきましては、前任者の残任期間である令和6年1月1日から令和7年6月30日となります。

廣畑氏は長きにわたって町行政に携わられ、人格が高潔で識見が高く、公平委員会委員として適任でありますので、ご賛同賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上、議案第87号の提案説明とさせていただきます。ご審議賜り、ご賛同いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

議長 次、議案第88号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

町参事兼住民生活課長 議案第88号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案資料の1ページをご覧ください。

戸籍の謄抄本などの広域交付及び戸籍、除籍の電子証明書提供用識別符号の発行を可能とする戸籍法の改正が行われ、その施行日を定める政令の公布により、

令和6年3月1日から施行されることとなりました。

この戸籍法の改正により、本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍の謄抄本などの交付請求や旅券事務所などの行政機関で使用することができる戸籍、除籍の電子証明書提供用識別符号の提供が可能となりました。

このことにより、役場窓口での戸籍の広域交付や電子証明書用の識別符号の発行に係る手数料を新たに定める必要があるため、条例改正を行うものです。

この改正は、令和6年3月1日から施行をいたします。

議案資料2ページから4ページに新旧対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第88号の説明を終わります。ご審議賜り、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 次、議案第89号福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを
議 題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

税 務 課 長 議案第89号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、
ご説明申し上げます。

今回の改正は、安全かつ安心して妊娠・出産できる環境の整備として、経済的負担を軽減するための上位法令改正により、国民健康保険の被保険者に係る産前産後期間における保険税を免除しようとするものです。

議案第89号説明資料の1ページをご覧ください。

出産する被保険者の保険税について、出産被保険者の出産予定月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月分、双子以上の妊娠の場合には、出産予定月の3か月前から出産予定月の翌々月分までの6か月分に係る所得割額及び均等割額を免除いたします。

令和6年1月1日から施行することとしており、資料2ページ以降に新旧対照表をお示ししております。

以上で、議案第89号の説明とさせていただきます。ご審議いただき、承認いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

議 長 次、議案第90号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第6号）についてを
議 題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 議案第90号についてご説明申し上げます。

令和5年度一般会計補正予算（第6号）は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億1,970万円を追加し、補正後の予算総額を90億2,390万円とするものであります。

追加議案となりましたのは、一般会計補正予算（第5号）の上程時には、この給付金の詳細が決まっておらず、11月29日、国補正予算成立後に財源等の内容が示されたためでございます。

第1表 歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず歳出からご説明いたします。

（以下、事項別明細書朗読説明につき省略）

以上が、歳入歳出予算の補正に関する説明であります。

議案に戻っていただきまして、第2条 債務負担行為の変更につきましては、議案3ページをお開きください。

令和5年度当初予算で定めておりました一般廃棄物収集運搬業務委託事業の債務負担行為の限度額について入札前に設計を見直したところ、人件費の上昇等により、当初予算の額では入札が実施できないため、限度額を1億6,900万円

から1億8,000万円に変更するものでございます。議案90号資料2ページには、変更内容等をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第90号、令和5年度一般会計補正予算（第6号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 次、議案第91号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。本案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 議案第91号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、令和5年度下水道事業会計の当初予算に定めた債務負担行為について、限度額の変更をお願いするものでございます。

補正予算の第2条では、予算第5条に定めた債務負担行為の限度額を2,140万円から3,200万円に変更いたします。

内容につきましては、議案第91号説明資料をご覧ください。

今回の変更は、表最下段の限度額の変更となります。業務につきましては、福崎浄化センターで発生する脱水汚泥を処理場まで運搬する業務で、期間は令和6年度から8年度までの3年間、運搬先は記載の2か所で当初と変わりはありません。

運搬する脱水汚泥の総量も当初と変わらず、3年間で約7,200トンを予定しております。搬出量は1回約8トン、搬出頻度は1週間当たり5回から8回程度を見込んでおります。

そして限度額につきましては、入札前に設計を見直したところ、人件費や燃料費の上昇、損耗費の追加などによりまして、当初予算の額では入札が実施できないため、記載のとおり変更をお願いするものでございます。

以上、議案第91号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 次に、発議第3号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について及び、発議第4号、福崎町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、両議案を一括議題といたします。まず事務局に朗読をさせます。

（書記朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに発議第3号及び発議第4号に対する説明を提案者に求めます。

議会運営委員会、竹本委員長。

竹本議会運営委員 長 発議第3号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

会議規則は、地方自治法第120条に規定されており、議会運営の公正と効率性を確保するために必要なものであり、議会の自律規定であります。

このたび、福崎町議会の会議においてペーパーレス会議システムを導入するに当たり、タブレット等の情報通信端末機器の使用に関し、条文の一部を削除するものです。

説明資料の新旧対照表をご覧ください。

第103条から「、写真機及び録音機」を削除します。

附則として、この規則は公布の日から施行します。

続きまして、発議第4号、福崎町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、提案の理由を説明いたします。

傍聴規則は、地方自治法第130条第3項に規定されており、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的としております。このたび社会情勢などを勘案し、傍聴席に入ることができない者の条文から「パソコン、その他電子機器等」を削除し、「携帯電話（スマートフォンを含む）」を追加するものです。

説明資料の新旧対照表をご覧ください。

第7条第1項第4号中「パソコン、その他電子機器等の類」を「携帯電話（スマートフォンを含む。）」に改めます。

附則として、この規則は公布の日から施行します。

以上、発議第3号、発議第4号の提案の説明であります。議員各位におかれましては、議案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長 しばらく休憩いたします。

再開を10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時19分

再開 午前10時35分

◇

議長 会議を再開いたします。

以上で、本日追加議案として上程されました議案の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

議案第87号、中播公平委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

4番 前任の方が12月辞められるという理由は明かされないのでしょうか。

総務課長 こちらにつきましては、一身上の都合により、令和5年12月31日をもって辞任いたしたくということで辞任願をいただいております。

議長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第88号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

4番 ちょっと知識不足ですけど、電子証明書提供用識別番号っていうのはどういうものなんでしょうか。

町参事兼住民生活課長 こちらにつきましては、戸籍のほうに別途つけられる番号でございます。この番号の証明書を発行しまして、その番号を持って例えば旅券事務所に行きますと、戸籍の抄本を持っていなくても、そちらの行政機関のほうで戸籍のほうを確認できると、そういったところで使う番号ということでございます。

議長 他にございませんか。

8番 この金額はどういうところから出てきておるのでしょうか。

町参事兼住民生活課長 こちらのほうにつきましては、国のほうで定められたものとなっております。

8番 この例えばコンビニ交付のときには若干安くすとかですね、いろいろありましたけど、そういう関係ではなしに、もうこの単価については国のほうで決まっておるとい、そういう理解ですか。

町参事兼住民生活課長 戸籍の窓口手数料につきましても定まっておるものでございまして、コンビニにつきましてはできるだけ使っていただくということで安くしておりますけれども、窓口の交付につきましては、そういった金額そのままということでございます。

8番 それからこの条例に関するのかどうかよく分かりませんが、戸籍の除籍に関する

る部分です、他の市町村からやってくる場合も、除籍の原因が起こってから実際除籍になるまで2週間もかかるというふうなですね、そのようなことの改善は、今回の件で電子化等の中でですね、どうなっておるのでしょうか。

町参事兼住民生活課長 その辺の手續等も即座にできるのかどうかというのにつきましてはちょっと分からないんですけども、それぞれ窓口のほうでですね、住民さんのほうが手續されてそれが反映されれば、それで連携ができるということにはなるということでございます。

8 番 いえいえ、私の質問に対する答えとしてですね、うまくすつとこっちに入っただけでこなかったものですかね。例えば本籍が福崎になってですね、他府県に住民票があると、そこで死亡された場合、戸籍のところに除籍来ますね。それ2週間もかかるというふうなことはですね、この電子化の時代にどうなのかなという。今回こういうふうなことやられる中で、それらの改善方は入っておるのかという、そういう質問です。

町参事兼住民生活課長 どうしても窓口違うところで、例えば東京などで手續されてこちらに送ってこられるという部分がありますので、その辺の時間がかかるというのは、この辺は致し方ないのかなということは思いますけれども、今回の改正につきましては、そこまでの分とはまた違うという部分ではございます。

議 長 よろしいでしょうか。
他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第89号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質疑ありませんか。

4 番 この産前産後の人で免除された分の3か月分はどこから補填されるのでしょうか、それとも全く補填はされないのでしょうか。

税 務 課 長 資料のほうの1ページをご覧ください。

資料の左下のほうに挙げてますように、国・地方の財源負担割合という形で、国2分の1、都道府県4分の1、市町村4分の1で負担することとなっております。

4 番 はい、分かりました。

議 長 他にございませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第90号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、質疑ありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

議案第91号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、発議第3号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について、質疑ありませんか。

4 番 写真機及び録音機を削るっていうことは、写真機及び録音機を持って入ってもいいっていう解釈ですか。

議 長 暫時休憩いたします。

◇
休憩 午前 10時42分
再開 午前 10時43分
◇

- 議長 会議を再開いたします。
- 事務局 長 この改正によりまして持込みが可能となります。
- 4番 事務局 長 そうするとスマートフォンは持ち込んでもいいという解釈になりますか。
- 事務局 長 逆にスマートフォンは持込みは不可ということで、会議規則のほうは大丈夫です。
- 議長 他に質疑はございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
次、発議第4号、福崎町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、質疑は
ありませんか。
- 4番 事務局 長 すいません、度々。じゃあ傍聴席にパソコンは持って入っていいという解釈で
すね。
- 事務局 長 はい、そのとおりでございます。
- 議長 長 他に質疑はございませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議長 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
この際、お諮りいたします。
議案第87号、中播公平委員会委員の選任について、議案第88号、福崎町手
数料条例の一部を改正する条例について、議案第89号、福崎町国民健康保険
税条例の一部を改正する条例について、発議第3号、福崎町議会会議規則の一
部を改正する規則について及び発議第4号、福崎町議会傍聴規則の一部を改正
する規則については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、委員
会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 長 異議なしと認めます。
よって、議案第87号、中播公平委員会委員の選任について、議案第88号、
福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、議案第89号、福崎町国民健
康保険税条例の一部を改正する条例について、発議第3号、福崎町議会会議規則
の一部を改正する規則について、及び発議第4号、福崎町議会傍聴規則の一部を
改正する規則については、本会議において即決することに決定いたしました。
それでは、討論・採決を行います。
議案第87号、中播公平委員会委員の選任について、討論はありますか。
(「ありません」の声あり)
- 議長 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第87号について、原案のとおり同意することに賛成の方、起立願います。
(起立全員)
- 議長 長 起立全員であります。
よって、議案第87号については、原案のとおり同意することに決定いたしま
した。
次、議案第88号、福崎町手数料条例の一部を改正する条例について、討論を
行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 88 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 88 号について、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 89 号、福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
議案第 89 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第 89 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、発議第 3 号、福崎町議会会議規則の一部を改正する規則について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
発議第 3 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、発議第 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、発議第 4 号、福崎町議会傍聴規則の一部を改正する規則について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これから採決を行います。
発議第 4 号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、発議第 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

追加日程第 委員会付託

議 長 次の日程は、委員会付託であります。
議案第90号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第6号）については、総務文教常任委員会に、議案第91号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）については、民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。
よって、総務文教常任委員会は1件、民生まちづくり常任委員会は1件、以上2件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。
委員会開催のため、しばらく休憩いたします。

◇

休憩 午前11時01分

再開 午前11時47分

◇

議 長 会議を再開します。

追加日程第 委員長報告・質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに対する質疑であります。
先ほど議案2件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がされ、議長宛てに審査報告書が提出されております。各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、事務局に総務文教常任委員会の審査報告書を朗読させます。

（主査朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに詳細なる説明を求めます。

総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教 先ほど総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について報告します。
常任委員長 委員会を先ほど開催し、付託されました議案第90号、令和5年度福崎町一般会計補正予算（第6号）1件について慎重に審査を行いました。
審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。補足説明は特にはありません。
以上です。

議 長 総務文教常任委員長から説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。

（主査朗読）

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。

民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 審査報告をさせていただきます。

常任委員長 審査の経過及び結果につきましては、ただいま朗読のとおりであります。
金額の上昇についてありますが、様々な質問が出ましたが、拾い上げてみますと、人件費が8.5%上昇、燃料費は17%、諸経費が42%の増ということで

あります。諸経費の中で大きいのは、特殊車両の償却分が組み入れられたということであり、これまで入っていなかったものが新たにそれが組み込まれたということも多く、業者なり、他市町等々いろいろ調査をされたようですが、これは入れざるを得ないということになったとのことでございます。搬入量は2つのところほぼ半々ずつということになっております。

最後に、これが追加議案ではなくて、本議会冒頭のこの提案の中に組み込まれるべきものであったというふうに思います。その点については今後当局の真摯な作業を求めていきたいというふうに思います。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長から説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長の報告に対する質疑を終結します。

それでは、討論・採決を行います。

議案第90号、令和5年度福崎町一般会計補正予算(第6号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第90号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第90号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第91号、令和5年度福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第91号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第91号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議員派遣

議 長 次の日程は、議員派遣であります。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することとし

たいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定しました。

日程第7 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。
それぞれ申出のとおり許可することに決定してご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。

以上で、第512回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。

よって、本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第512回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、12月1日に召集され、本日まで15日間にわたり本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において各議員から述べられました意見、要望事項につきましては特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

閉会に当たり、尾崎町長からご挨拶をいただきます。

町 長 第512回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言挨拶とお礼を申し上げます。

本定例会では、3件の報告と追加を含み23件の議案を提案させていただきました。いずれも重要な議案でありましたが、慎重審議の上で可決していただき、ありがとうございました。審議の中でいただきましたご意見は、執行に当たっての参考にさせていただきます。

また、一般質問におきましても、8名の議員から様々な角度からご質問いただきました。これらのご意見、提言についても、しっかりと受け止めさせていただいて、行政運営に当たってまいります。

さて、大手不動産業者によります街の幸福度自治体ランキング兵庫県版において、我が町、福崎町は、今年も第1位にランクインしました。私は、福崎町は、交通の便がよい、子育てが充実している、買物ができるお店が多くある、雇用の場がある、福祉を大切にしているなど、これまで進めてきたまちづくりを住民の皆様が評価してくださっているからだと思っております。とりわけ今年手話ダンス甲子園決勝大会をエルデホールで開催をすることができ、

多くのメディアにも取り上げていただきました。出場者の皆さんは、その後も様々なオファーがかかり、活躍をされています。福崎町としても、今回の事業を一過性のものに終わらせるのではなく、次の施策につなげていきたいと考えています。

その一つが手話言語条例の制定であります。神崎郡3町で連携して取り組もうと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

今年も残り少なくなりましたが、ここに来まして、コロナウイルスの感染者が増えてきたなと感じております。またインフルエンザも流行の兆しがあります。議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれも留意をされまして、新しい年をお元気で迎えてくださいますよう祈念いたしまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 それでは、以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

閉会 午後 0時02分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和6年2月

福崎町議会議長 前 川 裕 量

福崎町議会議員 大 塚 記美代

福崎町議会議員 城 谷 英 之